

学校職員に対する懲戒処分について

平成 27 年 3 月 13 日付けで、次のとおり、学校職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	中学校 教諭 葛西 理史 33 歳 男性
	処分内容	免職
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転による人身事故等 <p>平成 26 年 7 月 5 日(土)、被処分者は午後 9 時頃から、焼酎の水割りを大きめのグラスで 3 杯(計 1,200~1,500ml)ほど飲んだ後、友人宅に向かうため車で自宅を出発した。</p> <p>被処分者は午前 1 時 18 分頃、中央区南 3 条西 11 丁目付近道路において、前方で信号待ちのため停車していた男性が運転する普通乗用自動車に衝突する人身事故を起こし、加療約 1 週間を要する頸部挫傷等の傷害を負わせた。その場で基準値を超えるアルコール(呼気 1 リットルあたり 0.3mg)が検知され、酒気帯び運転のため、中央署に逮捕された。</p> <p>なお、本件は平成 27 年 2 月、道路交通法違反及び過失運転致傷により起訴され、罰金 60 万円の略式命令が下されている。</p>
2	被処分者	中学校 教諭 男性 40 歳代
	処分内容	減給 2 月(給料の 10 分の 1)
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"> 体罰事故 <p>平成 26 年 10 月 29 日(水) 6 校時、あらかじめ注意していた事項を守らなかった被害生徒に対し、強い指導が必要であると考え、被害生徒の机の天板前面を両手で強く押した結果、被害生徒の腹部にぶつかった。</p> <p>その後、被処分者は、被害生徒の胸のあたりを両手で突き、胸ぐらを両手でつかみ、上下に揺らし、頬を右平手で 1 回たたいた。</p>